

平成28年 第14回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

平成28年 第14回宮崎市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年11月24日(木) 13:40～15:00
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席者 【教育長・教育委員】
 二見教育長、松野代表教育委員、藤元委員、畠山委員、江草委員
- 【事務局】
 小泉教育局長
 (企画総務課) 時任課長、山本補佐、宮畑主幹、久保係長、
 佐藤主査、田中主査
 (学校施設課) 長崎課長、大住補佐
 (学校教育課) 松竹課長、押川補佐、岡留補佐
 (教育情報研修センター) 荒武所長
 (生涯学習課) 矢野補佐
 (保健給食課) 横山課長、黒木補佐
 (文化財課) 日高課長
 (地域コミュニティ課) 袈裟丸補佐、日高主幹

4 議 案

番 号	件 名	説 明 者
議案第40号	宮崎市交流センター条例等の一部改正の原案について	地域コミュニティ課長補佐
議案第41号	平成28年度一般会計補正予算案の原案について	教育局長 各課長及び補佐
議案第42号	宮崎科学技術館の指定管理者の指定について	生涯学習課長補佐
議案第43号	大淀川学習館の指定管理者の指定について	生涯学習課長補佐
議案第44号	みやざき歴史文化館等の指定管理者の指定について	文化財課長
議案第45号	宮崎市安井息軒記念館の指定管理者の指定について	文化財課長

5 報 告

番 号	件 名	説 明 者
報告第34号	その他の事件の報告について	学校教育課長
報告第35号	その他の事件の報告について	学校教育課長
報告第36号	その他の事件の報告について	学校教育課長
報告第37号	臨時代理の報告について	学校教育課長

二見教育長	定刻になりましたので、平成28年第14回定例会を始めさせていただきます。
	本日の傍聴者はありません。
	会次第「2 会議録署名人の指名」です。資料1ページの資料1をご覧ください。 本日の会議録の署名人は、私二見と、江草委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	はい。
二見教育長	それでは、会次第「3 教育長及び委員報告」に入ります。 (1) 教育長報告です。 2ページの資料1-2をご覧ください。 まず、11月10日(木)に東京都で行われた「全国都市教育長協議会第4回理事会」について、報告いたします。
	東京都で行われました、全国都市教育長協議会第4回理事会について報告をいたします。宮崎県からは理事である私一人の参加でございました。 テーマが3つありまして、役員の選任について、原案どおり承認されました。また、第69回定期総会・研究大会(奈良大会)が決まっておりますけれども、その日程協議を行いました。それから、本協議会の会長に対して、文部科学省が意見を聞くことがありますけれども、私達の意見を集約して届けていただいています。今回はデジタル教科書の位置付けに関する検討会議で、全国都市教育長協議会としての意見を述べていただいたところでありまして。 それから教職員定数や教員配置の動向、新学習指導要領の動向や展望、小中学校における英語教育等について、文部科学省より講話と現状の予算折衝についての話がございました。
二見教育長	次に、3ページの資料1-3をご覧ください。 第2回の宮崎県都市教育長協議会の理事会が11月14日(月)から15日(火)に串間市でございましたので報告いたします。
	協議の内容は、まず、宮崎県都市教育長協議会等の役員の改選や、全国都市教育長協議会を通じて国へ提出する要望等について精査し、細かな文言まで加除修正を行うものでございました。 次に、教育行政の課題として緊急のテーマとなりましたのが、緊急時の連絡体制についてでございます。この点につきまして意見交換を行いました。これは学校の爆破予告があったことに対する自治体毎の学校への連絡体制についてでございます。26市町村にどの段階で一報が入ったものか集約したものがやがて出来上がりますが、早いところと遅いところには5時間39分の差があります。その差でどれだけ対応が違うかが予想できますので、私達の組織として警察とも連携をとらないといけないと思っています。以上が私からの報告でございます。
二見教育長	次に、(2) 委員報告でございます。 4ページの資料1-4をご覧ください。 11月15日(火)に行われた「市町村教育委員と県教育委員との意見交換会」について、松野代表教育委員に報告をいただきます。
松野代表教育委員	資料の4ページでございます。 中部教育事務所管内の市町村教育委員、県教育委員、4名の方がお見えになりましたが、市町村教育委員会からは12市町村で25名程の参加でした。AとBのブロックに分かれまして、それぞれ意

	<p>見交換を行ったところでございます。</p> <p>まず、教育委員としての課題は何か、そしてそれに対して教育委員としてどのような取組をしたらよいのかというのがテーマでしたが、フリートキングでは、学力向上についての論議に多くの時間を割きました。宮崎市の事例として、小学校と中学校の連携を図りながら学力向上、相互乗り入れの事業も行っているということ報告させていただきました。その次が特別支援教育に関する支援についてでございますが、それぞれの地域で、支援員を市町村一般財源を充てて確保している状況が見受けられました。</p> <p>どの市町村も特別支援教育に力を入れていると感じられ、支援員配置のために一般財源を確保していらっしゃるという状況が良くつかめました。</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価における教育委員の関わりにつきましては、宮崎市から出ささせていただいた内容ですけれども、常日頃、なかなか教育委員同士で情報交換はできませんが、こういった点検・評価の中で様々な事例について意見を出し合っているということは、非常に素晴らしいことと思っておりますし、他の市町村からもそういった感想が出ておりました。</p> <p>最後に、タブレットやスマートフォンといった通信機器の弊害ということで、学校ではどのように規制をしているのかということが出されました。特に家庭教育学級等で、保護者の方が自主的に話し合っって指導をしなければならないのではないか、学校任せでは難しいのではないか、という意見が出されておりました。</p> <p>私と江草委員はA分科会に出ましたけれども、B分科会に出られました畠山委員にも、補足をお願いしたいと思います。</p>
畠山委員	<p>教育委員としての立ち位置と言いますか、どのように関わっていたらいいかということが大きなテーマになりました。</p> <p>まずは松野代表教育委員がおっしゃったような学力向上等、共通した面はたくさんありましたけれども、その中で、重点支援校訪問の成果を非常に高く発表された教育委員の方がいらっしゃいました。やはり学校支援訪問、重点支援校の訪問が非常に大きな役割を果たしているということがございました。</p> <p>このような市町村教育委員、県教育委員との意見交換会は非常に重要な機会だったと思います。こういう機会を与えていただきまして、本当にありがたいと思っています。以上です。</p>
二見教育長	<p>次に、5ページの資料1-5をご覧ください。</p> <p>11月16日(水)に行われた「宮崎県市町村教育委員会連合会第3回理事会・県との意見交換会・研究大会」について、松野代表教育委員に報告をいただきます。</p>
松野代表教育委員	<p>5ページでございます。まず、宮崎県市町村教育委員会連合会の第3回理事会におきまして、今年度の宮崎県市町村教育委員会連合会研究大会に関する内容と、来年度の教育行政に関する宮崎県市町村教育委員会連合会の県への要望事項について意見交換させていただきました。これが1つ目の会でございます、どちらも承認を得たところでございます。</p> <p>次に、それを受けまして2つ目の会でございますが、来年度の教育施策に対する要望に関する意見交換会を行いました。意見交換会は大きく3つに分けて行いました。実際は10くらい項目があるわけですが、重点的に行うべきものとして、特別支援教育推進のため</p>

	<p>の条件整備について、地方分権に伴う人事異動の支援の在り方について、児童生徒数の減少に伴う学校体制の整備について、の3つといたしました。約70分程度の意見交換となり、時間が足りないぐらいでしたが、県の教育委員会からの結論としてのご意見は、困っていらっしゃる状況があれば事前に連絡をいただければ善処いたしますと、温かい言葉をいただいております。昨年度からこのように意見交換会という形に切り替えたわけですが、県教委と市町村教育委員会連合会との連携がスムーズに図られているという感じを受けたところでございます。</p> <p>3つ目は宮崎縣市町村教育委員会連合会単独の研究大会でございます。宮崎縣市町村教育委員会連合会が開催する最も大きな大会でございます。開会行事では、島原県教育委員にご挨拶いただきました。また、県福祉保健部衛生管理課から、動物愛護センターの設置に伴い「いのちの教育」を推進していきたい、各市町村でも協力をお願いしたいという説明がございました。</p> <p>研究事例発表では、延岡市と高千穂町の両教育長から発表いただきました。研究事例発表の後は、宮崎県キャリア教育支援センターの水永氏と、西立野氏、宮崎県教育研修センターの伊東氏から「本県キャリア教育の現状と今後の展望」と題して、大変素晴らしい講演をいただきました。</p> <p>終日、市の教育情報研修センターにお世話になりまして、所長をはじめ、職員の皆様に大変感謝しております。以上です。</p>
二見教育長	<p>次に、(3) 教育局長報告でございますが、今回報告はございません。</p> <p>次に、(4) 各課行事等の報告でございます。事務局から「不審な爆破予告」及び「小学生3人の交通事故」について、説明をお願いします。</p>
松竹学校教育課長	<p>追加資料1をご覧ください。MRTニュースで報道されたものです。新聞記事にはなっておりません。警視庁のホームページに11月10日の夜9時ごろ、宮崎を始めとする4つの都府県の小中学校等を対象に爆破を予告するメールが投稿されたということです。これを受けまして、明け方前、夜中ですが、市教育委員会から全ての学校に連絡を取りまして、教育長の指示を受けて安全確保に努めるよう口頭で通知をしました。各学校では職員が登校前に校舎内を巡回して不審物がないか、目視による確認をしていただきました。幸い不審な物等が見つかったという情報はなく、何事もなく無事に過ぎたところです。</p> <p>2点目です。同じく追加資料2をご覧ください。これは繰り返し報道もされておりますが、11月15日(火)午後5時40分頃、大淀川沿いの市道で、横断歩道を渡っておりました、本市の男子小学3名が交通事故にあったものです。3名とも緊急搬送されまして、1名は意識不明の重体、もう1名が額を切る怪我、もう1名は右足を複雑骨折するという重症でございました。以上でございます。</p>
二見教育長	<p>この2件の詳細につきましては、後ほど意見交換をしたいと思っております。</p>
	<p>以上で報告は終了ですが、お気づきになった点やこれからの課題、また感想がありましたら、お願いいたします。</p>
	<p>それでは「4 議事」に入らせていただきます。</p>

	<p>本日は、議案が6件、報告が4件となっております。 では、まず議案でございます。 8ページをご覧ください。</p>
	<p>まず、議案第40号「宮崎市交流センター条例等の一部改正の原案について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>袈裟丸地域コミュニティ課長補佐</p>	<p>条例一部改正の原案について説明をさせていただきます。議案の8ページをお願いします。議案第40号「宮崎市交流センター条例等の一部改正の原案について」でございます。本議案につきましては、青島地域複合型防災施設の整備に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。</p> <p>この施設内には公民館機能と児童センター機能を併せ持つ、青島地区交流センターの設置を予定しております。また、この交流センターの新設に伴いまして、現在の青島公民館は廃止する予定としております。交流センター及び、公民館の管理運営、施設の維持管理、及び整備につきましては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程に基づきまして、地域振興部で事務を行っておりますので、交流センターの新設等、公民館の配置につきましては地域振興部地域コミュニティ課からご説明をさせていただき次第でございます。</p> <p>それでは、現在建設中でございます「青島地域複合型防災施設」の概要等につきましてご説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。</p> <p>まず、「1 施設の概要」でございますが、建築場所は青島西2丁目1番地、ちょうどあおしま太陽閣の南側になります。敷地面積は5,499.3㎡、延床面積が2,936.64㎡、構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の3階建てでございます。</p> <p>施設の配置については、このページの中ほどにイメージ図を載せておりますが、1階部分に保育所、2階部分に地域センターと地区交流センター、3階に備蓄倉庫を設置いたします。</p> <p>次に、「2 施設の機能等」で、階層ごとに、用途に基づいて主な室名とその広さ（面積）をお示ししているところです。</p> <p>3つの施設と備蓄倉庫からなる複合施設でございますが、廊下や倉庫等を共用するなど、効率的な構造となっております。</p> <p>裏面の11ページをご覧ください。</p> <p>次に「3 建設工事費について」でございますが、平成28年度予算までのベースで総工費は11億4千万円で、その財源としましては、主に緊急防災・減災事業債を活用することとしております。</p> <p>「4 施設オープンまでのスケジュール」でございますが、現在、順調に建設工事が進んでおりまして、3月末に、引越しなどの開設準備を行い、3月下旬～4月上旬にかけてのオープンを予定しております。</p> <p>最後に、「5 イメージパース」として、施設の完成予想図を載せております。</p> <p>施設の説明については、以上でございます。</p> <p>それでは、条例改正の内容についてご説明いたします。12ページをお開きください。</p> <p>宮崎市交流センター等条例の一部改正案の概要でございます。交流センターの新設に関する条例が、条例第1条及び条例第3条、条例第5条でございます。（1）改正する理由に記載しておりますが、</p>

新たに公民館機能と児童センター機能を併せ持った青島地区交流センターを設置しまして、現在の青島公民館と青島児童センターは廃止いたします。

(2) 施設の特徴でございますが、新交流センターには、公民館機能、児童遊戯室、高齢者ふれあい室が設置されるため、世代間交流が図られるものと考えております。

(3) に新施設と廃止する2施設の比較表を掲載しておりますが、これまでなかった機能としては、高齢者ふれあい室を新設いたします。

なお、(4) でございますが、現在のところ、平成29年4月1日開館を予定しております。

条例改正案につきましては、第1条ですが、青島地区交流センター新設に伴い、宮崎市交流センター条例に「宮崎市青島地区交流センター」の名称と位置を新たに規定いたします。

また、交流センターの設置に伴いまして青島公民館と青島児童センターを廃止いたしますので、ひとつ飛んで第3条でございますが、宮崎市公民館条例から「青島公民館」の規定を、また、ひとつ飛びますが、第5条におきまして、宮崎市児童館条例から「宮崎市青島児童センター」の規定をそれぞれ削除いたします。

また、下から7行目になりますが、附則がございます。この条例の施行期日につきましては、建設工事は順調に進んでおりますが、オープンの日が確定次第、規則で定めることとさせていただきたいと考えております。

次に「2 準備行為」ですが、青島地区交流センターの使用許可のために必要な手続その他の行為が、この条例の施行の前でも、行うことができるよう規定します。

これは、開館前の申請手続を可能にすることにより、利用者が予定を組みやすくなり、また、開館後の事務も円滑になるため、規定するものでございます。

この部分が教育委員会に関わる部分でございます。

なお、この複合施設内に設置されるその他の機能について引き続きご説明いたします。資料の13ページにお戻りください。

次に、条例第2条についてです。

(1) 改正する理由に記載しておりますが、青島地域センターを同施設内に移転します。

(2) の施設の特徴に記載しておりますが、青島地区の防災・減災の拠点となりますセンターを新施設に移転することにより、防災機能が高まるものと考えております。

(4) 施設の開所時期でございますが、現在のところ青島地域センターにつきましては、3月27日(月)からオープンさせる方向で調整をしております。

続きまして14ページをご覧ください。条例第4条についてでございます。(1) 改正する理由に記載しておりますが、青島保育所を同施設内に移転いたします。(2) の施設の特徴でございますが、地震津波対策による児童の安全確保のみならず、複合施設を活用した異世代交流も期待しているところでございます。(3) に現保育所との比較表を記載しておりますが、個別相談室等を新たに設置し、より充実した保育活動が可能になるものと考えております。

なお、(4) 青島保育所の開所の時期につきましても、青島地域

	センターと同じ3月27日を予定しております。 説明は以上でございます。
二見教育長	ただいま説明のありました議案第40号について、ご質問はございませんか。
松野代表教育委員委員	最高の高さが14.6mということで、これは地域の方も大変お喜びだろうと思っております。お訊ねしたいのは12ページですが、青島公民館と青島児童センターが廃止になるわけですが、この廃止する建物自体の利用はどのようになるのでしょうか。
袈裟丸地域コミュニティ課長補佐	青島公民館、青島児童センター、青島地域センターも含まれますけれども、今後の利活用につきましてはまだ未定でございます。所管する部署におきまして今後検討していくことになります。
二見教育長	この「仮称」が取れるのは、この条例が成立したときということですか。
袈裟丸地域コミュニティ課長補佐	はい。
二見教育長	他にご質問がないようでしたら、議案第40号「宮崎市交流センター条例等の一部改正の原案について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	はい。
二見教育長	ご承認ありがとうございます。
	次に、議案第41号「平成28年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第42号「宮崎科学技術館の指定管理者の指定について」、議案第43号「大淀川学習館の指定管理者の指定について」、議案第44号「みやざき歴史文化館等の指定管理者の指定について」、議案第45号「宮崎市安井息軒記念館の指定管理者の指定について」、事務局から一括して説明をお願いします。
小泉教育局長	<p>それでは資料の20ページをご覧ください。平成28年度一般会計補正予算案の原案について提出させていただいておりますので説明いたします。</p> <p>まず、21ページでございます。4つの項目を記載していますが、歳入と歳出につきましては、西池小学校校舎増築用地購入事業についての内容となります。歳入につきましては、教育債という市債で3,350万円、西池小学校校舎増築用地購入事業の財源として充てる起債のことでございます。その下の歳出が実際に用地を買うために支出するお金で、4,467万3千円で現在県有地である土地を学校用地として購入するというところでございます。</p> <p>続いて債務負担行為ですが、まず、債務負担行為とは何かということをお説明しますと、ひとつの事業が単年度の支出だけでなく、次年度においても支出をしていかなければならない。要するに、次の年にわたって債務が発生するというものについては、議会の議決を経て、その期間と額を定めるという制度になっておりまして、今回の債務負担行為の補正額は、教育委員会全体で5件あり、詳細は右に内訳として記載していますが、補正額が11億8,859万4千円ということになります。</p> <p>内訳は、35目文化財費として3億2,157万3千円、これが歴史資料館指定管理料(3か年)及び安井息軒記念館指定管理料(3か年)の分でございます。それから40目社会教育施設費として7億2,555万円とありますが、これは科学技術館指定管理料(3か年)及び大淀川学習館指定管理料(3か年)の分でございます。</p>

	<p>それから20目 学校給食費は、補正額が1億4、147万1千円とありますが、これは新たに学校給食食材加工等業務委託（3か年）につきまして、これから業者を選定して委託をしていく、直営から委託に変えていくということになります。</p> <p>最後になりますが、繰越明許でございます。これは単年度での事業として予定していたものが、年度内に終了せず来年度にまたがる可能性がある場合、予め事業が延びるかもしれませんということを議会の議決を経ておくという制度でございます。</p> <p>これは、市の体育館の隣にある中央公民館のエレベーターの改修工事でございますが、現在まだ発注出来ておりません。そのため、1、518万円を繰越明許費として計上したものでございます。詳しい内容については議案41号から45号まで各課から説明をいたします。</p>
二見教育長	<p>今のが全体説明です。あとは各課から説明がでございます。</p>
長崎学校施設課長	<p>引き続き、補正予算に関する学校施設課分について説明をさせていただきます。</p> <p>教育局長から説明があったとおりでございますが、表の上、歳入と歳出でございます。事業名は西池小学校校舎増築用地購入事業でございます。事業費は歳出4、467万3千円、歳入3、350万円でございます。歳入は、起債以外に一般財源が1、117万3千円でございます。事業の内容といたしましては、西池小学校の児童数増加に伴う教室数不足の解消を図るため、来年度、校舎の増築を予定しております。その用地として同小学校に隣接します、県の旧教育事務所の跡地を購入するものでございます。</p> <p>なお、校舎の増築費用につきましては、平成29年度当初予算において地質調査及び実施設計業務委託料として490万円、既設建築物の解体、校舎増築、そして渡り廊下等の工事請負費として1億3、320万円、合わせて1億3、810万円を要求しているところでございます。以上でございます。</p>
横山保健給食課長	<p>同じく議案第41号 平成28年度一般会計補正予算案、12月補正でございます。</p> <p>21ページをご覧ください。債務負担行為、上から3番目の学校給食食材加工等業務委託でございます。債務負担行為につきましては局長から説明があったとおりでございますが、学校給食食材加工等業務について、ご説明いたします。宮崎市の学校給食につきましては、学校施設と併設して給食室が設けられておりますので、そこで市の職員が調理員として従事している場合に、その部分を民間に調理業務委託するというものでございます。</p> <p>宮崎市では平成12年度から給食調理業務の民間委託を進めているところでございまして、平成28年度の状況といたしましては、45ヶ所の給食室、これは小学校が35、中学校が10ありますけれども、このうち小学校21、中学校10、中学校は全てになりますけれども、合わせて45ヶ所のうちの31ヶ所を民間委託しているところでございます。</p> <p>なお、給食センターにつきましては5センターありますけれども、そのうちの1ヶ所、中央学校給食センターにつきましては、平成7年の開所当初から民間委託により運営を行っております。</p> <p>来年度の委託の予定箇所につきましては、国富小学校、宮崎南小学校、小戸小学校の3つの小学校分を委託するというところで現在調</p>

	<p>整を進めているところでございます。この委託経費につきましては3校分で1年間で4,715万7千円、3年間の契約といたしますので、ここに補正額としてありますとおり、1億4,147万1千円となります。現在委託しております31の小中学校のうち今年度で契約が満了となる学校が15校ございます。そちらの経費につきましては、平成28年度当初債務負担行額で5億8,851万円の債務負担行為額を前もって確保させていただいております。今回は新たに3つを追加するということになりましたので、その分の債務負担行為額を追加することによって補正をするものでございます。説明は以上です。</p>
<p>矢野生涯学習課長補佐</p>	<p>議案第41号「平成28年度一般会計補正予算案の原案について」でございます。まず、債務負担行為 55款教育費 30項社会教育費 40目社会教育施設費 7億2,555万円でございます。これは宮崎科学技術館の指定管理料並びに大淀川学習館指定管理料でございます。なお両施設とも指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の3年間でございます。両指定管理候補者につきましては、現在の指定管理者であります、公益財団法人宮崎文化振興協会を予定しております。詳細につきましては、後ほど議案第42号ならびに議案第43号の議案で説明をさせていただきます。</p> <p>もうひとつの補正予算であります。21ページ1番最後の繰越明許費でございます。これは、今年度事業が終わらない見込みがあるものについて、予め議会で了解をいただきまして、次年度まで予算を繰り越すという制度でございます。内容につきましては、中央公民館のエレベーター改修事業でございます。中央公民館のエレベーターにおきましては、昭和56年度に設置工事を完了し、同公民館につきましては、昭和57年5月8日から中央公民館として開館をいたしております。それ以降、毎年保守点検を行いながら現在まで安定的に運転を続けておりますが、設置からすでに34年が経過してございまして、部品が老朽化していることと、修理に要する部品の製造が終了したことから、今年度部分改修となる制御リニューアル工事を予定していたところでございます。今回の工事の仕様につきましては、2014年度改正建築基準法に基づき構造計算を含めた設計とし、工事期間につきましても、公民館の利用状況を考慮し、本年10月から着工出来るよう8月までに一度発注の手続きを終了したところでございます。9月に入りまして業者の見積もりという段階になりましたが、メーカーから当時使われていた部品について、構造計算上のデータがなく、建築基準法の審査に通るだけの対応が出来ず、当初予定しておりました、部分リニューアル工事が出来ないという旨の回答がございました。このことを受けまして、今後どうするかということについて協議した結果、当初は部分リニューアルでありましたが、部品がない状況を鑑み、中身を入れ替えるという形に変更し、工法の変更のため、再度設計を行っているところでございます。その結果、どうしても年度内に工事が完了しないということで、今回の繰越をお願いするものでございます。以上が議案第41号の説明になります。</p> <p>続きまして、議案第42号「宮崎科学技術館の指定管理者の指定について」ご説明いたします。指定管理につきましては、地方自治法第244条の2第6項に市議会の議決を経なければならないと</p>

されておりますので、今回科学技術館及び大淀川学習館の指定管理につきまして、12月議会に提案するものでございます。まずは科学技術館について説明させていただきます。資料は23ページをご覧ください。指定管理候補者につきましては、昭和62年3月20日に設立されました、公益財団法人宮崎文化振興協会 理事長井上雄二氏でございます。なお指定管理期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間で予定いたしております。次に施設の概要でございます。宮崎駅東口にあります宮崎科学技術館の指定管理を行うということになっております。なお、指定管理者選定にあたる審査の過程でございますが、表にありますとおり10人の委員で構成されます、教育委員会指定管理者候補者選定委員会を2回開催いたしました。24ページをご覧ください。まず、第1回の選定委員会で公募・非公募の審議を行い、宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針に基づき、協議の中で非公募で行うことに決定しました。非公募の理由を掲載しておりますが、「宮崎市教育ビジョン」において、教育環境を充実させるため、学習関連施設を利用し、子どもの学習する意欲の醸成を図り、学習指導要領と整合性のある一層の利用促進及び活用推進を目指していること、また、施設においては、教育課程と整合性が必要で、理科分野の専門的な技術と知識のある教員の配置が必要であること、県教育委員会の協力によって専門教員の派遣が可能であること、教員の派遣は法により制限されていること、等といった条件がございまして、専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められるという判断をいたしまして、非公募と決定したものでございます。第2回委員会は24ページから25ページにかけて書いておりますが、審査基準につきまして、①～④の判定基準に基づきまして、書類審査、または事業計画のプレゼンテーション、委員による質疑応答を行った後、採点を行いました。採点の結果でございますが、申請団体におきまして、これまでも指定管理者として管理運営を行ってまいりまして、充実したサービスの提供や、地域振興に貢献できるとして高い評価を得た結果、一覧表どおりの得点となりました。なお、選定基準及び配点につきましては、どの施設も審査は共通ですが、まず総得点の欄でございますが、真ん中の欄に採点基準という欄がございます。満点の6割以上の点数が必要であること。また、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画が、配点の点数の4割以上であることが必須になっております。候補者からのプレゼンテーション、書類審査によりまして、総得点が2,000点満点中、1,591点で、最低基準点6割の1,200点を上回っているということと、事業計画の配点が650点になっておりますが、候補者の文化振興協会は531点という事で最低基準点260点を上回っているということで、2つの条件を満たしていることから、委員の中で最終的な協議をいたしまして、候補者として宮崎文化振興協会を選定したところでございます。

続きまして、議案第43号「大淀川学習館の指定管理者の指定について」でございます。こちらの内容につきましては27ページから29ページにかけて掲載しておりますのでご覧ください。指定管理者候補者の概要及び指定期間につきましては、宮崎科学技術館と同様、公益財団法人宮崎文化振興協会に指定管理をお願いすること

	<p>で、指定管理期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。施設の概要ですが、こちらの施設につきましては、平成7年にオープンした施設でございます。規模につきましては「3 施設の概要」のとおりでございます。次に審査の過程でございます。こちらにつきましても、先ほどの科学技術館と同じメンバー、同じ日程で審査を行ったところでございます。最終的に事業者からのプレゼンテーションの後、委員による質疑応答をしまして、最終的に結果は29ページでございます。先ほども申しましたとおり、基準が2つございまして、総得点が満点2,000点、採点基準点の6割以上の点数が必要であることと、施設の効用を最大限に発揮する事業計画が650点満点の4割の260点以上であるということが条件になっております。審査の結果、文化振興協会の得点が総得点1,554点ということで採点基準点を上回っております。事業計画につきましても、517点ということで260点を上回っています。これらを踏まえ、委員の意見交換を行い承認するということが意見がまとまりましたので、公益財団法人宮崎文化振興協会を候補者として選考したところでございます。</p> <p>以上で生涯学習課からの説明を終わります</p>
<p>日高文化財課長</p>	<p>先ほど小泉局長から概要の説明がありました。議案第44号と第45号と関連がございますので、先に44号と45号を説明した後、補正予算を説明いたします。</p> <p>議案の30ページをお開きください。</p> <p>議案第44号「みやざき歴史文化館等の指定管理者の指定について」でございます。</p> <p>文化財課が所管しております、みやざき歴史文化館、宮崎市佐土原歴史資料館、宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館の歴史資料館3館につきましては、公益財団法人宮崎文化振興協会を指定管理者として平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間を指定期間と定め、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。</p> <p>なお、平成26年度から今年度までの3か年につきましても、同法人が指定管理者となっております。</p> <p>次に、31ページをご覧ください。候補者の宮崎文化振興協会の概要につきましては「1 指定管理者候補者の概要」のとおりでございます。「3 施設及び業務の概要」、「4 事業計画の概要」につきましては、3ページに亘り掲載をしております。続きまして、33ページの中ほどの「5 収支計画の概要」をご覧ください。収入のうち指定管理料につきましては3か年合計で2億7,154万8千円で提案がありました。なお、32ページ中ほど「4 事業計画」及び33ページの「5 収支計画」につきましては、今回の選定にあたり同法人から示された内容ですので、指定後に市と同法人との間で協議の上決定することとしております。続きまして、「6 選定結果の概要」でございます。34ページになりますが、今回の選定につきましては、宮崎市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において非公募で行うことに決定いたしました。その後同法人から応募書類、ヒアリングを基に条例で定める基準より総合的に審査を行った結果、基準を満たしていると認められたため、同法人を指定管理者候補に選定したものでございます。34ページ中ほど、(3)選定の概要、35ページに審査結果を掲載しております。議案第4</p>

	<p>4号の説明は以上でございます。</p> <p>続きまして議案の36ページをご覧ください。</p> <p>議案第45号「宮崎市安井息軒記念館の指定管理者の指定」でございます。</p> <p>資料の訂正がございます。40ページをお開きください。(3)選定の概要 ア 選定理由(非公募理由)の3行目になりますが、公益財団法人宮崎文化振興協会とありますのは、特定非営利活動法人安井息軒顕彰会の誤りですので訂正をお願いします。戻りまして、36ページになりますが、中段の安井息軒記念館につきまして、特定非営利活動法人安井息軒顕彰会を指定管理者として、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものでございます。</p> <p>37ページをご覧ください。概要説明書に沿ってご説明します。候補者の特定非営利活動法人安井息軒顕彰会の概要につきましては「1 指定管理者候補者の概要」のとおりでございます。「3 施設及び業務の概要」、「4 事業計画の概要」につきましては、38ページから39ページをご覧ください。続きまして、39ページ中ほどの「5 収支計画の概要」をご覧ください。収入のうち指定管理料につきましては、3か年合計で5,002万5千円で提案がありました。なお、38ページ中ほど、「4 事業計画」及び39ページ中ほどの「5 収支計画の概要」につきましては、今回の選定にあたり、同法人から示された内容ですので、指定後に市と同法人との間で協議の上決定することとしております。続きまして、「6 選定結果の概要」についてでございます。40ページをご覧ください。今回の選定につきましては、みやざき歴史文化館と同様、宮崎市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において非公募で行うことに決定いたしました。その後、同法人からの応募書類、ヒアリングを基に、条例で定める基準により総合的に審査を行った結果、基準を満たしていると認められたため同法人を指定管理者候補に選定したものでございます。40ページ中ほどに選定の概要、41ページに審査結果一覧を掲載しております。議案第45号の説明は以上でございます。</p> <p>元に戻りまして、21ページ中段の債務負担行為になりますが、55款教育費、30款社会教育費、35目文化財費、補正額3億2,157万3千円の補正でございます。先ほど説明いたしました、みやざき歴史資料館指定管理料2億7,154万8千円と、安井息軒記念館指定管理料5,002万5千円のそれぞれ3か年分の合計額を補正予算額として計上したところでございます。文化財課の説明は以上になります。</p>
二見教育長	<p>ただいま説明のありました議案第41号から議案第45号までについて、ご質問はございませんか。議案第何号について、という形でご質問をお願いします。ご意見でも構いません。</p>
松野代表教育委員	<p>指定管理者の指定について、「非公募」ですと、これに該当するところはここしかないということなのですね。このことについては指定管理者として手を挙げたいところから、うちはどういふ努力をすれば参入できるのかといった問合せ等はないものでしょうか。</p>
小泉教育局長	<p>具体的な問合せ等はあっておりません。今4つの施設をお話しましたけれども、発足当時から、特に文化振興協会はその施設を管理</p>

	<p>するための団体として元々出来た組織でございます。指導主事を配置し、子どもたちの学習面のフォローアップをしていくというようなどころも取り込んでおりました。市民文化ホールは他の団体が入っておりますけれども、市としては柔軟性を持たせながら指定管理を運営しているということでございます。</p>
二見教育長	<p>指定管理を導入し始めた頃は、科学技術館等も公募としていたのですが、公募から非公募に切り替える時期がありました。文化振興協会が、最もノウハウを持っていました。但し、切り替える際は随分説明した記憶がございます。今は指導主事の配置が出来るのがこじかないということで理解はいただいていると思います。</p> <p>他にご質問はございませんか。</p>
藤元教育委員	<p>学校用地の購入についてですが、一般的に、購入する場合の財源としての市債、歳入における教育債等以外は、一般財源でしょうか。</p>
長崎学校施設課長	<p>そのとおりでございます。一般財源として1, 117万3千円分がでございます。</p>
藤元教育委員	<p>もうひとつ、入場料について、33ページの「5 収支計画の概要」において、収入のうち、利用料金がゼロとなっているのは、入場料は予算にあげないという習慣になっているのですか。</p>
二見教育長	<p>藤元委員が今おっしゃったのは利用料はとらなくていいのかということですね。</p>
矢野生涯学習課長補佐	<p>科学技術館につきましては、一般の方、子どもも休みの日は入場料をいただきますので、その入場料は宮崎市に入ってきております。科学技術館は、入場料をいただいて市の歳入にしている、科学技術館が実際に運営する費用を委託料として市が支出しているという方法です。</p> <p>大淀川学習館は今のところ入場料は無料ですが、施設の老朽化等もございますので、今後そのところは考えていかないといけないところになると考えております。</p>
藤元教育委員	<p>科学技術館の入場料はそのまま市に入ってくるので、この指定管理料の収支には入らないということですね。</p>
	<p>歴史資料館等も同じですか。</p>
日高文化財課長	<p>歴史資料館3館及び安井息軒記念館は入場料は無料になっております。</p>
二見教育長	<p>ほかに質問がないようでしたら、一つずつお諮りしていきたいと思っております。</p> <p>まず、議案第41号「平成28年度一般会計補正予算案の原案について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
二見教育長	<p>ご承認ありがとうございます。</p>
	<p>次に、議案第42号「宮崎科学技術館の指定管理者の指定について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
二見教育長	<p>ご承認ありがとうございます。</p>
	<p>次に、議案第43号「大淀川学習館の指定管理者の指定について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
二見教育長	<p>ご承認ありがとうございます。</p>
	<p>次に、議案第44号「みやざき歴史文化館等の指定管理者の指定について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>

委員	はい。
二見教育長	ご承認ありがとうございます。
	次に、議案第45号「宮崎市安井息軒記念館の指定管理者の指定について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	はい。
二見教育長	ご承認ありがとうございます。
	<p>以上で、議案は承認されました。次に、報告でございます。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>報告第34号から議案第36号までの「その他の事件の報告について」、報告第37号「臨時代理の報告について」でございますが、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項第7号により、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし。
二見教育長	それでは、ただいまより、非公開といたします。
二見教育長	それでは、ここで非公開を解除いたします。
	次に、「5 その他」に移らせていただきます。
	委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いいたします。最近気になることや、参加してのトピックス等ございませんか。
委員	なし。
二見教育長	ないようでしたら、第6回定例会の議事に関連する事項について、事務局から説明をお願いします。
矢野生涯学習課長補佐	今日お配りしました追加資料3をご覧ください。これは5月の定例会におきまして、議案第22号として承認いただきました、宮崎市青少年育成センター運営協議会委員の名簿でございます。この定例会以降に一部委員の変更がございましたので、名簿の差替えを説明させていただきます。変更がありましたのは、人事異動に伴いまして、No.6 松浦弘国様、この方が新しく10月24日から委員になりましたのでご報告申し上げます。説明は以上でございます。
二見教育長	ただいまの説明について、ご質問はございませんか。
	ないようでしたら、「6 次回委員会の決定」について、事務局から説明をお願いします。
時任企画総務課長	次回定例会は、平成28年12月27日（火）午後1時40分から、教育委員会室で開催することをご提案いたします。
二見教育長	提案のありました日時で、次回定例会を開催してよろしいでしょうか。
委員	はい。
二見教育長	ありがとうございます。
	続きまして、「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
時任企画総務課長	（説明）
二見教育長	他にございませんか。
小泉教育局長	先ほど藤元委員からご質問のありました、指定管理の利用料金についてでございます。入場料等の利用料金をどのように扱うかにつきましては、制度として、まず、利用料金を指定管理者の歳入にするかどうかを条例に組みこんでいるかどうか、使用料のままであるかどうかによって、2通りあります。科学技術館の場合は、条例を確認いたしました但し使用料のままでございます。使用料というのは

	<p>市に入ります。利用料金制度を条例の中に明記した場合は、入場料を予算に計上する等、その中の会計でやって下さい、となります。今回不思議に思われたのは、おそらく利用料金が入っている収支計画が文化財課の提案資料には記載がありますが、生涯学習課の提案資料には入っていなかったことだと思われます。このあたりの資料の整理ができておらず、申し訳ありませんでした。例えば道の駅では利用料金制を組んでいて、全て自分達の収入にしているというところと、科学技術館のように、学校の先生達が来られている人件費まで市が出している、職員の分までも市が指定管理料で出している、というような形態の施設については、一旦入場料等の利用料金を市の歳入にし、費用について指定管理料として出すということになります。</p>
二見教育長	<p>企画展で特別に料金を徴収することがありますが、これは管理者の努力として管理者の収入になるのですか。</p>
小泉教育局長	<p>はい。それはそちらの収入ということになります。</p>
二見教育長	<p>以上をもちまして、平成28年第14回定例会を終了させていただきます。</p>